

特定農林水産物等登録簿

登録番号	第 95 号	登録年月日	令和 2 年 3 月 30 日 (2020 年 3 月 30 日)
申請番号	第 202 号	申請年月日	平成 31 年 4 月 1 日 (2019 年 4 月 1 日)
特定農林水産物等の区分	第 1 類 農産物類 野菜類 (しょうが)		
特定農林水産物等の名称	八代生姜 (ヤツシロショウガ)、Yatsushiro Shoga、Yatsushiro Ginger		
特定農林水産物等の生産地	熊本県八代市、熊本県八代郡氷川町、宇城市小川町海東地区、下益城郡美里町中央地区		
特定農林水産物等の特性	「八代生姜」は、肥大した塊茎の丁寧なトリミング成形と、厳しい出荷基準によって、凹凸が少なく病害虫等の被害や傷みが無い、色艶の良い外観とみずみずしく辛みの少ない食味が特徴の生姜である。 また、収穫後の適切な貯蔵により色艶が良い外観品質に優れた生姜の周年出荷を可能としている。 これら「八代生姜」の品質の良さは市場において高く評価され、一般的な生姜に比べて 3 割以上高値で取引されている。		
特定農林水産物等の生産の方法	「八代生姜」の生産方法は、以下のとおりである。 (1) 品種 大ショウガの優良系統を使用する。 (2) 栽培の方法 八代地域 (熊本県八代市、熊本県八代郡氷川町、宇城市小川町海東地区、下益城郡美里町中央地区) において栽培する。日照量などの栽培環境に応じて、塊茎肥大と貯蔵性を考慮した疎植栽培を行う。 使用する種生姜は八代地域で採取された、無病で優良な種生姜を使用する。 収穫後、適切な温湿度に管理された貯蔵庫にて保管する。 (3) 出荷規格 病害虫被害及び傷等による傷みがなく、水洗いを行い、トリミングによる成形処理をした生姜 (4) 最終製品としての出荷形態 「八代生姜」の最終製品としての出荷形態は、青果 (生姜) である。		
特定農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由	「八代生姜」の主たる栽培地は、標高 500~1,000 m 超えの山林に囲まれ、氷川水系に沿った渓谷状地形に段々畑状に散在し、一部の圃場は棚田百選にも選出される中山間地域である。渓谷状地形の圃場は日照量が不足しがちであるため、日照量など栽培環境に応じて塊茎肥大と貯蔵性を考慮しながら栽培を行っており、他産地よりも疎植栽培及び大きな種生姜を使用する八代地域特有の栽培方法が確立された。		

	この栽培方法は塊茎が時間をかけて肥大するため、根茎が細分化しにくく、根茎の一つ一つが大きく育つため、みずみずしく辛みの少ない生姜となることに加え、厚みのあるトリミングしやすい形状になるため一つ一つの形状にこだわった、丁寧なトリミングを行うことが地域に徹底されることにつながった。 さらに、棚田百選にも選ばれる小さな圃場は、病害虫が伝染しにくいため、病害虫の対策に適しており、病害虫が少ない優良な生姜の栽培に適する。 また、生姜の貯蔵及び優良な種生姜の保管においては、適切な温湿度の貯蔵が必要となるが、八代地域において広く見られる凝灰岩に壕を掘ることで、平均気温 12～16℃、平均湿度 80～90%の良質な貯蔵庫となるため、優良な種生姜の確保することができるとともに、色艶の良い生姜の周年出荷が可能となり、八代地域に生姜栽培が定着した。
特定農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績	本地域の生姜栽培は大正末期より始まり、地域全体には1931年（昭和6年）に新規作物として導入され、1970年（昭和45年）に始まった米の生産調整を契機に転作作物として生姜の栽培が拡大した。 一方、天候の影響や土壌病害の発生などにより、年毎の収量変動が大きく、農家経営の安定が課題であった。そこで、優良な種生姜の確保を目指し、高台に農地造成を行って種生姜の栽培を行ったほか、散水用井戸の設置、灌水施設の整備に取り組んできた。 また、栽培指導の現場では、県・市町・JAなど関係機関による栽培前の個人面談と現場指導、収穫前の圃場検査を通して生産者の技術向上を支援し、高品質な生姜産地の形成を行ってきた。 さらに1991年（平成3年）より、産地での水洗い出荷、独自の集出荷選別及びトリミングなどを開始し「氷川生姜」のブランド名で販売、1997年（平成9年）には、安定貯蔵施設の増設及び水洗い販売出荷増量を目的とした貯蔵・予冷施設を生産現場に近い八代市東陽町内に建設し、2005年（平成17年）より市町村合併に伴い「八代生姜」のブランド名で、関東、関西圏の市場を中心に出荷を行ってきた。 2018年（平成30年）の生産者数は111人、八代生姜出荷量は605tとなっている。
規則第5条第2項各号に掲げる事項	法第13条第1項第4号ロの該当の有無：該当しない 商標権者の氏名又は名称：－ 登録商標：－ 指定商品又は指定役務：－ 商標登録の登録番号：－ 商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）：－ 専用使用権者の氏名又は名称：－ 商標権者等の承諾の年月日：－

登録生産者団体の 名称及び住所並び に代表者の氏名	熊本県八代市西片町 1525-1 八代地域農業協同組合代表理事組合長 山住 昭二
備考 1. [登録生産者団体の代表者の氏名の変更] 受付年月日：令和 2 年 7 月 9 日（2020 年 7 月 9 日） 原因発生日：令和 2 年 6 月 20 日（2020 年 6 月 20 日） 変更登録年月日：令和 2 年 7 月 16 日（2020 年 7 月 16 日） （変更前）代表者の氏名：代表理事組合長 田島 幹雄 （変更後）代表者の氏名：代表理事組合長 山住 昭二 2. [生産者団体の住所] 変更年月日：令和 6 年 10 月 28 日 （変更前）熊本県八代市古城町 2690 （変更後）熊本県八代市西片町 1525-1	